

別紙2

「八雲町乳幼児等医療費の助成に関する条例」 及び 「八雲町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例」 の一部を改正する条例について

1. 改正概要

子育て世帯への一層の支援策として、これまで未就学児まで適用してきた医療費自己負担への全額助成を、18歳まで適用拡大するものであります。

区分		改正前	改正後
未就学児		【所得制限なし】 保護者：入院・外来とも自己負担なし 町：入院・外来とも全額助成	【所得制限なし】 保護者：入院・外来とも自己負担なし 町：入院・外来とも全額助成
小学生	町民税 非課税世帯	【所得制限あり】 保護者：入院のみ自己負担なし 町：入院のみ全額助成	
	町民税 課税世帯	【所得制限あり】 保護者：入院のみ1割自己負担 町：入院のみ2割相当助成	
中学生	助 成 対 象 外		
高校生			

※上記の表は乳幼児等医療費助成制度の改正概要であり、改正前の太枠部分が適用拡大する範囲となります。

※重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成を受給している18歳までの子どもについても、上記改正後の要件と同様に適用拡大します。

2. 施行期日

平成31年8月1日 診療分から